

米国補充審査の請求件数に与える Therasense 判決の影響

2015年11月30日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

補充審査手続 (**Supplemental Examinations**) は、**America Invents Act (AIA)**下で新設されました。この手続は、通常審査の過程において何らかの事情で考慮されなかった情報であって、特許付与されたクレーム発明に関連が深いと特許権者が考える情報を考慮、再考、又は訂正することによって、不正行為を理由として特許が権利行使不能 ("**patent unenforceability**") になるリスクを排除することを意図したものです。なお、先行技術の提出に限られず、あらゆる情報の提出が可能です。また、補充審査は、特許権者のみによって請求が可能です。

補充審査の施行から既に 2.5 年経過しましたが、補充審査の請求件数は、USPTO による予測件数よりも遥かに少ない現状にあります。その原因について、以下に説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.